

燃料価格高騰で事業者に10万円支給

小規模事業者対象に7月31日から受け付け

市は、エネルギー価格高騰の影響を受ける小規模事業者の事業継続を支援するため、1事業者につき10万円の支援金を給付する。対象は市内の小規模事業者及びNPO法人で、申請期間は7月31日～9月30日。インターネット、窓口、郵送で申請を受け付ける。商工振興課の担当者は「事業継続の一助となり、地域経済の下支えになれば」と話す。

★対象となる小規模事業者及びNPO法人は、市内に事業所や店舗がある法人または個人事業主で、常時雇用する従業員の数が20人以下の事業者（ただし卸売業・小売業・サービス業等に属する事業者については5人以下）。令和5年4月1日以前から事業を開始し申請受付時点で事業を実施していることなどを要件としている。

★申請は特設ホームページ（<https://hirakata.energy-kyufukin.com>）の申請フォーム（右記コード）、市役所本館3階に設置の枚方市エネルギー価格高騰対策緊急支援金担当窓口（予約優先）または郵送（〒573-8666 同緊急支援金担当）で受け付け。



★申請受付期間は、7月31日（月）～9月30日（土）（当日消印有効）。7月18日から専用コールセンター（☎0120・987・824）を開設し、受付期間中は市民や事業者からの問い合わせに対応。

★市は北大阪商工会議所及び枚方信用金庫と、中小企業支援・産業振興に特化した連携協定を締結しており、今回の支援金についても三者で連携を図りながら、積極的な周知と事業者の実態把握に努めるとともに、今後の事業者支援にもつなげていく。

★エネルギー価格の高騰を踏まえ、幅広い業種を対象としているが、本市が令和4年度に物価高騰等への対応として支援を行った、厚生労働省が指定する保険医療機関（病院、一般診療所、歯科診療所）・保険薬局、枚方市から指定を受けている、または枚方市へ届出をしている介護・障害福祉サービス事業者、認可された私立保育所・私立認定こども園（社会福祉法人・学校法人）・私立小規模保育事業実施施設・私立幼稚園については、支援金の支給対象外。

<お問い合わせ>

観光にぎわい部 商工振興課 ☎：072-841-1325、FAX：072-841-1278